

総社市では、下表の事由に該当する場合に、住民登録地によって指定された学校（就学指定学校）を申請により変更することができます。就学指定学校の変更を希望される場合は、「**指定学校変更申立書**」に記入の上、該当する**添付書類**（下表参照）を添えて、学教教育課に提出してください。提出の際には**保護者の本人確認書類**を持参してください。

区分	事由	対象学年	期間	添付書類
1 市内の異なる学区への新築・転居予定	① 住民票はまだ異動していないが、新築・転居予定地の就学指定学校にあらかじめ就学を希望する場合	全学年及び新入学	住所異動日まで	建築請負契約書の写し 売買契約書の写し 建築確認申請書の写し 賃貸契約書の写し 入居確定通知書の写しなど、転居を証明できる書類いずれか1通
2 住宅金融公庫等の借入にかかわる市内の住所異動	① 新築・転居に伴う住宅金融公庫等の借入にかかわり、市内の異なる学区に住民票を異動したが、実際にはまだ転居していないため、在籍校への就学を暫定的に続けることを希望する場合	全学年及び新入学	実際の転居日まで又はきりのよい日まで	建築請負契約書の写し 売買契約書の写し 建築確認申請書の写し 賃貸契約書の写し 入居確定通知書の写しなど、転居を証明できる書類いずれか1通
3 地理的事情	① 地理的に児童の通学上、やむを得ない事情がある場合	小学校全学年及び新入学	卒業まで	通学経路の分かるもの
	② 住所が慣例で認められている地域である場合又は町内付き合いが希望する学区の方にある場合	小学校全学年及び新入学 又は中学校新入学	卒業まで	不要
4 家庭の事情	① 保護者が共働き等で、児童の帰宅後には面倒をみる者がいないため、児童を預かる者の住民登録地の指定学校に就学を希望する場合	小学校全学年又は義務教育学校1～6年生及び新入学	卒業又は義務教育学校6年修了 又は事由が解消するまで	保護者の勤務証明書及び 養育申立書
5 教育的配慮	① 市内の異なる学区へ住民票を異動したため本来なら転校しなければならないが、引き続き在籍校への就学を希望する場合	小学校、中学校の最終学年又は義務教育学校6年生、9年生	卒業又は義務教育学校6年修了まで	不要
		小学校、中学校の最終学年以外の各学年又は義務教育学校1～5年生、7～8年生	当該学期の終わりまで	不要
	② 指定学校には特別支援学級がなく特別支援学級のある隣接校への就学を希望する場合	全学年及び新入学	卒業まで	不要
	③ いじめ、不登校により、指定学校以外の学校に就学を希望する場合	全学年及び新入学	卒業まで	在籍学校長の意見書 (就学前は不要)
	④ 身体状況に配慮を必要とする場合	全学年及び新入学	卒業又は事由が解消するまで	医師の診断書 (不要な場合もある)
	⑤ 日本語指導を要する外国籍の児童生徒	全学年及び新入学	卒業まで	不要
	⑥ 希望する部活動が指定学校になく当該部活動のある中学校への就学を希望する場合（希望する部活動が隣接校にある場合は隣接校とする）	中学校新入学又は義務教育学校6年生 (他市町村からの転入は全学年)	卒業又は退部まで	所属クラブの活動実績証明書 入部を約した申立書
⑦ その他特別な教育的配慮を必要とする場合	全学年及び新入学	事由が解消するまで	在籍学校長の意見書 (就学前は不要)	
6 教育特区	① 英語（外国語活動）に関心をもち、昭和五つ星学園義務教育学区以外の住民登録地から昭和五つ星学園義務教育学校への就学を希望する場合	小学校又は中学校全学年及び新入学	卒業まで	不要
	② 体育・英語（外国語活動）に関心をもち、池田小学校区以外の住民登録地から池田小学校への就学を希望する場合	小学校全学年及び新入学 又は義務教育学校1～6年生及び新入学	卒業まで	不要
	③ 音楽・英語（外国語活動）に関心をもち、新本小学校区以外の住民登録地から新本小学校への就学を希望する場合	小学校全学年及び新入学 又は義務教育学校1～6年生及び新入学	卒業まで	不要
	④ ②又は③の事由により卒業まで通学した児童が該当する中学校区の中学校（池田小→総社西中、新本小→総社中）への就学を希望する場合	中学校新入学	卒業まで	不要
7 小規模特認校※(り)	① 小規模特認校（秦・神在・総社西小学校）への就学を希望する場合	小学校全学年及び新入学	卒業まで	不要
	② ①の事由により卒業まで通学した児童が、総社中学校への進学を希望する場合	中学校新入学	卒業まで	不要

【注意事項】

- (7) 指定学校変更は通学に支障のない場合に限りです。通学条件、通学路については、学校長の指示に従うとともに、通学途上の安全確保については、保護者が一切の責任を負うこととします。
- (り) 指定学校変更の許可事由が消滅した場合又は虚偽の申請が発覚した場合は、直ちに許可を取り消します。その場合は、直ちに保護者の住民登録地によって指定された学校に転校するものとします。
- (り) 児童数の減少が進む地域にある学校で、児童数を確保することにより教育活動の充実と地域の活性化を図るため、中・大規模の学校からの就学を認めるもの。

総社市では、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学（住所の存する市町村が設置する学校以外の学校への就学）について、保護者の申し出により、次の条件と許可基準に該当する場合は許可します。区域外就学を希望される場合は、「**区域外就学申請書**」に記入の上、該当する**添付書類**（下表参照）を添えて学校教育課に提出してください。提出の際には**保護者の本人確認書類**を持参してください。

- 〔条件〕(1) 通学条件、通学路については、学校長の指示に従うとともに、通学途上の安全確保については、保護者が一切の責任を負うこと。
 (2) 学校施設の運営上支障がないことを、教育委員会が認めること。
 (3) 当該児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会が承認すること。

区分	事由	対象学年	期間	添付書類	
1 新築・転居予定	① 住民票はまだ異動していないが、新築・転居予定である総社市の就学指定学校に、あらかじめ就学を希望する場合	全学年及び新入学	住所異動日まで	建築請負契約書の写し 売買契約書の写し 建築確認申請書の写し 賃貸契約書の写し 入居確定通知書の写し など、転居を証明できる書類いずれか1通	
2 住宅金融公庫等の借入にかかわる住所異動	① 新築・転居に伴う住宅金融公庫等の借入にかかわり、住民票を他市町村に異動したが、実際にはまだ転居していないため、在籍校への就学を暫定的に続けることを希望する場合	全学年及び新入学	実際の転居日まで又はきりのよい日まで	建築請負契約書の写し 売買契約書の写し 建築確認申請書の写し 賃貸契約書の写し 入居確定通知書の写し など、転居を証明できる書類いずれか1通	
3 院内学級入級	① 治療のため他市町村の院内学級へ入級した場合 (現在総社市内に院内学級なし)	全学年及び新入学	卒業又は事由が解消するまで	不要	
4 地理的事情	① 住民登録地が、覚書又は区域外就学承認地域である場合 ・加賀郡吉備中央町岨谷 ・岡山市北区高松田中	小学校又は中学校新入学	卒業まで	不要	
5 家庭の事情	① 保護者が共働き等で、児童の帰宅後には面倒をみる者がいないため、児童を預かる者の住所の存する総社市が設置する学校に就学を希望する場合	小学校又は義務教育学校1～6年生及び新入学	卒業、義務教育学校6年修了又は事由が解消するまで	保護者の勤務証明書 養育申立書	
	② 総社市に住所は存しないが、家庭内暴力、債権取り立て等の理由により、児童生徒を緊急に保護する必要がある場合	全学年及び新入学	卒業又は事由が解消するまで	不要	
6 教育的配慮	① 住民票を他市町村に異動したが、引き続き在籍校への就学を希望する場合	小学校又は中学校の最終学年及び、義務教育学校6年生、9年生	卒業又は義務教育学校6年修了まで	住民票	
		小学校又は中学校の最終学年以外の各学年及び義務教育学校1～5年生、7～8年生	当該学期の終わりまで	住民票	
	② いじめ、不登校により、住所の存する市町村が設置する学校以外の総社市の学校への就学を希望する場合	全学年及び新入学	卒業まで	在籍学校長の意見書	
	③ 身体的な理由により、住所の存する市町村が設置する学校以外の総社市の学校への就学を希望する場合	全学年及び新入学	卒業又は事由が解消するまで	医師の診断書 (不要な場合もある)	
7 教育特区	④ その他特別な教育的配慮が必要で、住所の存する市町村が設置する学校以外の総社市の学校への就学を希望する場合	全学年及び新入学	事由が解消するまで	在籍学校長の意見書 (就学前は不要)	
		① 英語（外国語活動）に関心をもち、総社市以外の住民登録地から昭和五つ星学園義務教育学校への就学を希望する場合	小学校、中学校全学年及び新入学	卒業まで	不要
		② 体育・英語（外国語活動）に関心をもち、総社市以外の住民登録地から池田小学校への就学を希望する場合	小学校全学年及び新入学又は義務教育学校1～6年生及び新入学	卒業まで	不要
		③ 音楽・英語（外国語活動）に関心をもち、総社市以外の住民登録地から新本小学校への就学を希望する場合	小学校全学年及び新入学又は義務教育学校1～6年生及び新入学	卒業まで	不要
	④ ②又は③の事由により卒業まで通学した児童が該当する中学校区の中学校（池田小→総社西中、新本小→総社中）への就学を希望する場合	中学校新入学	卒業まで	不要	

【注意事項】

- (7) 区域外就学が認められる期間は、どの事由の場合も小学校卒業又は中学校卒業までの範囲で保護者が希望する期間です。
 (4) 区域外就学の許可事由が消滅した場合又は虚偽の申請が発覚した場合は、直ちに許可を取り消します。その場合は、直ちに保護者の住民登録地によって指定された学校に転校するものとします。